

## 岐阜市 木田地区

令和6年度

## 【地域の概要】

- 岐阜市の西部に位置し、40haの水稲耕作地域と20haの畑作地域を擁する。
- 板谷川が地区の中を流れており、堤内地には田園地域が、堤外地には畑作地域が広がる。
- 水稲地域は複数の中心的な担い手へ集積が進んでいる。
- 畑作地域は近隣の市街化区域から、畑作営農者が出作している。

## ①取組開始前の状況や課題

## 堤外地の荒廃

- ・堤外地の畑作地域は、道路が狭く、河川敷の竹藪や原野に隣接しているため、耕作に不便で荒廃しやすい。
- ・また、地元の所有者（自作営農者）は高齢化に伴い減少傾向。
- ・堤外地のため、整備されていない。
- ・地区外の意欲的な営農者が一部出作してきている。



所有者不明農地

## ②取組内容

## 地区外営農者からの依頼（令和6年8月）

- ・「所有地の隣地約7㌶が荒れており、土地所有者も亡くなっているため何とかしたい。できるなら、借りて耕作したい」と相談あり。
- ・この地区外営農者は令和6年当初に堤外地の農地を購入。規模拡大に意欲的。

## 所有者不明農地として探索・公示（令和6年8月）

- ・事務マニュアルに従い所有者に関する情報（所有者および所有者の配偶者と子）を調査。
- ・調査の結果、所有者に関する情報が判明しなかった。
- ・このため所有者不明農地に該当し、2か月間所有者不明農地であることを公示。

## 農地中間管理機構（以下、機構）へ通知（令和6年10月）

- ・公示の結果、所有者の申し出がなかったことを機構に通知。
- ・また、県、機構、市が連携し権利設定等の日程調整。

## 県の裁定により、当該農地の利用権を設定することが決定（令和7年2月）

- ・機構からその旨の通知があった。これにより荒廃農地の解消につながる。

## ③今後の展開と方向性

令和7年5月から耕作者に権利設定予定。  
荒廃農地解消事例として農業委員会の担当者間で情報共有し、荒廃農地解消の一つの手段として浸透させる。